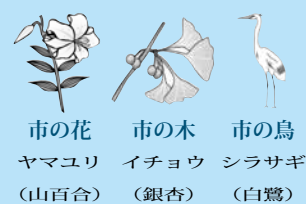


情報ひろば



行 方 市 の 人 口
 総 数 37,939 人 (-85)
 男 18,795 人 (-27)
 女 19,144 人 (-58)
 世帯数 12,668 世帯 (-5)
 平成 25 年 8 月 1 日現在
 ※外国人住民を含む
 () は前月との比較

行 方 市 民 憲 章
 やさしい自然
 かがやく人
 わたしたちがつくる
 魅力あるまち、行方市



行 方 市 の う た

(1 番) われを^{はぐく}育^{さとやま}む 里^{あた}山^{あさひ}は
 大地^{だいち}の恵^{めぐみ}に 満^{みち}ちあ^{あさひ}ふる 朝^{あさひ}日^ひ
 湖^{うみ}に輝^{かがや}き 夕^{ゆふ}日^ひ 山^{やま}の端^はそめる
 ああ ふるさと わが^{わが}希^き望^{ぼう}
 (2 番) 祭^{まつ}りばやしに 心^{こころ}おど
 り 風^{ふう}土^ど記^きの里^{さと}に 童^{どう}の声^{こゑ}は^はず
 む 谷^や津^つ田^{でん} 風^{ふう}にそよ^{そよ}ぎ 稲^{いな}穂^ほ
 黄^{わう}金^{きん}に輝^{かがや}く ああ ふるさと
 ああ わが^{わが}安^{やす}らぎ
 (3 番) 古^{ふる}のな^なごり 受^うけつぎ
 し 大^{おお}空^{くう} はばたく 子^こどもら
 の 夢^{ゆめ}を 育^{まなび}む 学^{がく}舎^{しゃ}は 拡^{ひろ}く
 心^{こころ}の 礎^{いしずえ}ぞ ああ ふるさと
 ああ わが^{わが}未^み来^{らい} あー

文化財の巡視について

文化財保護指導委員による文化財の巡視を行います

市内には、国・県・市指定の文化財や遺跡などが数多く所在しています。これらの貴重な文化財を保護するため、文化財保護指導委員による文化財巡視を年 2 回実施しています。

畑や山野に立ち入る場合もありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

文化財愛護シンボルマーク



問い合わせ

生涯学習課 文化振興グループ
 ☎ 02991(35) 2908
 FAX 02991(35) 3773

警察の相談ダイヤル #9110

9 月 11 日は「警察相談の日」です。警察では、DV・ストーカー等の犯罪などによる被害の未然防止に関する相談、その他県民の安全と平穏についての相談に応じています。

警察本部県民安心センター総合相談係では、女性警察官が 24 時間体制で女性相談者の相談に応じています。

また、最寄りの警察署警務課総合相談係、交番・駐在所でも受け付けています。

緊急の事件事故は「110 番」相談は「#9110」

問い合わせ

行方警察署
 ☎ 0299(72) 0110

不動産取得税の減額について

住宅用土地を取得した日から 2 年（平成 16 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに土地を取得した場合）は 3 年）以内に住宅を新築した場合や、土地取得後 1 年以内に中古住宅を取得した場合で、一定の要件を満たしていれば、その土地に係る不動産取得税が減額・還付されます。

この減額は、申請により適用となりますので、土地の不動産取得税をすでに納められた方で、減額申請のお済みでない方は、早めに申請していただくようお願いいたします。

このほか、被災不動産の代替不動産を取得した場合につきましても、一定の要件のもとで不動産取得税が軽減される場合があります。

問い合わせ

茨城県行方県税事務所 課税第二課
 ☎ 0299(72) 0773

正しい軽油を使いましょう

自動車や各種機械の燃料として使用される軽油の購入代金には、軽油引取税という地方（県）税が含まれており、皆さんの暮らしを支える貴重な財源となっています。

灯油や重油等をそのままディーゼル車の燃料として使用したり、これらと混和した軽油を使用することは、軽油引取税を免れるための脱税行為であり、悪質な犯罪です。

また、不良燃料の使用は不完全燃焼を起こし、故障の原因となるだけでなく、その排気ガスによって地域の皆さんに迷惑をかけ、環境にも悪い影響を与えます。

豊かな自然環境を守り、住みよい郷土をつくるためにも、正しい軽油を使いましょう。

詳しくは、県税事務所にお尋ねください。その他不正軽油に関する情報についても、県税事務所までお寄せください。

問い合わせ

茨城県行方県税事務所 課税第一課
 ☎ 0299(72) 0483

過払い金回収
 ↑相談 ¥0 着手金 ¥0 成功報酬制！
借金整理・交通事故・遺言・相続
LEGAL PLUS 秘密厳守
 弁護士法人 リーガルプラス
 茨城県弁護士会所属
かしま法律事務所
 124 号イオンそば
 ☎ 0299-85-3350 (平日 10:00 ~ 18:00)
 リーガルプラス 検索 代表弁護士 谷 靖介

常陽銀行
 ● 麻生支店：行方市麻生 1135-31
 TEL:0299-72-0551
 ● 玉造支店：行方市玉造甲 337
 TEL:0299-55-0101
 ● 北浦支店：行方市山田 1301-1
 TEL:0291-35-2121

はい、
こちら消費生活センター！



健康食品の送り付けに ご用心!!

電話で「注文のあった健康食品を代金引換で送ります」と言ったり、断っているにもかかわらず、商品を送り付けてくる悪質な業者が増えています。「頼んだ覚えがない」と言っても、承諾しないと裁判にすると脅されたり、脅迫まがいの言葉で強引に承諾させられたという相談も寄せられています。金額もつい支払ってしまいそうになるような数千円のものから、とても簡単に支払えないような高額な健康食品まであります。

消費者が承諾していないのににもかかわらず、一方的に商品を送り付けられた場合、代金の支払いの義務はなく受け取る必要もありません。必要のない商品は、はっきりと断り、業者名や連絡先を確認することも大切です。

困ったときは、行方市消費生活センターへご相談ください。

— まずはお電話を！ —

問：消費生活センター

TEL 0291-34-6446

男 女 共同参画って何!?

本市のまちづくりに協力していただいている方・団体等に、話題を提供いただき、様々な『男女共同参画』について、コラムを連載いたします。市民の皆様の声もお寄せください。ご意見をお待ちしております。

—暮らしと家計から見ると・・・—

野村證券投資情報部証券学習開発課長

田中 政広

男女共同参画とは、性別に関係なくすべての人が社会の構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる活動に参加し、政治・経済・社会・文化的利益を享受し、また共に責任を負うことであるとされています。女性の管理職登用や女性の視点からの新ビジネスなど、最近華やかな話題も増えてきています。

さて、国でも会社でもいえることは、家庭内でもいえるのでしょうか。時代はかつての三世同居から核家族化へ、そして現代では共働き世帯の増加や単身世帯増加により、2世帯住宅、あるいは2.5世帯家族の増加などと、大きく家族構造も変わり、これにつれて、男女が家庭内で果たす役割やその比率も変わってきています。価値観そのものが大きく変化・多様化する時代ですから、ライフスタイルもさまざまでしょう。

では、暮らしの基本となる『家計』はどうあるべきでしょう。こと家計となると古いしがらみにとらわれがちで『家計が厳しいのですが、どうすれば主人（男性）の小遣いを減らせるでしょうか』『生活費を毎月いくらと渡されていますが、苦しいことを伝えても取り合わない一方、残りは主人（男性）が自由に・・・』など、かつては井戸端会議での話題も、時代を反映し、最近ではインターネット上でも話題を提供しているようです。

社会の最小構成単位が『家族』だとも言われますが、では将来のライフスタイルを基本から支える『家計』（＝ライフプラン）は家族単位でしょうか。それとも個人単位でしょうか。『家計』は誰かが『まとめ役』となるわけで、多くのご家庭では奥様（女性）が、いわゆる『財布の紐は家内（女性）が握っている』ようです。とすると『お金のことはさっぱり。すべて家内（女性）に任せている』ご家庭も。あるいは大きい買い物の時だけは『大蔵大臣に聞いてみないと』と、ご主人（もつぱら男性?）に登場いただくご家庭も少なくないようです。

また、昨今では家計の『財布』（もつぱら銀行預金口座か郵便貯金口座）の数も『財布はひとつ』でもなく、共働きの収入比率に応じて『折半出資』したり、あるいは個人別管理だったり、費用科目ごとに分担するなど工夫があるようです。かつてはご主人（男性）が大黒柱（収入面を支える）、奥様（女性）が家計当番（支出面を支える）となるものが多かったものが、現代では家族スタイルの変容から、『家計』の在り方も大きく変化しつつあるようです。

いわゆる一個人として社会に参画するにあたり、社会・経済に『家計』という金融の面から、独立した経済人として関わっていること、関わっておくことは大切だと考えます。家計におけるお金のやりくりは資源配分の基本でもあり、自分や家族の将来を展望する際、依存型や信頼型でもなく、意志や希望、情報の家庭内相互共有型の家計管理を今から、自ら、そして共に希求していくことは重要度が高く、かつ優先度も高い時代なのではないでしょうか。



茨城県農業共済特定組合設立

推進協議会が発足しました

県内の6農業共済組合等と連合会が合併し、平成28年5月1日を目途に特定組合を設立するために、7月3日に「茨城県農業共済特定組合設立推進協議会」が発足しました。

合併に関しては、効率的な業務運営を図り茨城県農業の発展に貢献することを目的に協議を行って参ります。

組合員・加入者の皆様のご理解をよろしくお願い致します。



鹿行農業共済組合

鹿嶋市武井1963-11
TEL: 0299-90-4000(代)
HP: <http://www.nosai-rokko.or.jp>

借金の整理

交通事故

不動産

離婚

まずは弁護士にご相談ください

神栖ひまわり基金法律事務所

〇〇〇弁護士 瀧 智英（茨城県弁護士会所属）〇〇〇

TEL 0299(91) 1171(完全予約制)

茨城県神栖市大野原4-7-11 鹿島セントラルビル新館5階
<http://kamisuhimawari.com/>